

	<h2>養育費取り決めに関する 公正証書作成費用等の助成を開始</h2> <p>～ひとり親家庭の養育費確保を支援～</p>
と き	令和3年4月から
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
<p>区は、4月から、養育費の取り決めを促進するため、公正証書の作成等を支援する助成事業を開始する。</p> <p>ひとり親家庭の自立を支える「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」を平成29年度から開始し、これまで養育費確保に向けた取り組みとして、養育費取り決めに関するパンフレットの配布や、弁護士による法律相談を行ってきた。区の平成28年度調査によると、養育費を取り決めていない家庭は約5割に上り、養育費を受け取っている家庭は約2割にとどまっている。養育費の不払いが、ひとり親家庭の高い相対的貧困率の要因の一つとなっており、子どもの成長と生活を支えるために取り決めを促進することが重要となる。このため新たに、養育費の取り決めに関する 公正証書の作成費用、 裁判所への調停申立費用、 裁判に要する費用を助成する。</p> <p>強制執行認諾条項付きの公正証書や裁判所の調停・裁判で養育費を取り決めていれば、不払いの場合には給料の差押えなどの強制執行が可能となる。</p>	

【概要】

対 象：区内在住で、つぎの(1)(2)のいずれかの方

- (1) ひとり親家庭の方
- (2) 離婚協議中で離婚後に子を扶養する予定の方

助成内容：養育費の取り決めに関するつぎの(1)～(3)の費用

- (1) 公正証書の作成にかかる公証人手数料（強制執行認諾条項付きに限る）
- (2) 家庭裁判所の調停申立に要する収入印紙代、戸籍謄本等取得費用、連絡用郵便切手代
- (3) 家庭裁判所の裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等取得費用、連絡用郵便切手代

【参考】平成28年度に実施したひとり親家庭ニーズ調査の結果

養育費の取り決めがない割合は52%。

養育費の取り決めがある割合は48%で、受け取っている割合は21.1%にとどまっている。

【参考】ひとり親家庭自立応援プロジェクト

相対的貧困率が高いひとり親家庭への支援を充実するため、区では平成29年度より、ひとり親家庭支援の専管部署（生活福祉課ひとり親家庭支援係）を設け、「生活」「就労」「子育て」における3つの支援策を総合的に提供する「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」を実施している。

- ・養育費取り決めに関するパンフレット...養育費の合意書のひな型等を掲載しており、離婚届の用紙とともに配布している。
- ・弁護士による法律相談...弁護士が養育費や離婚前後のことなどについて、専門的な助言を行っている。

【参考】練馬区ひとり親家庭支援ナビ（専用ホームページ）

<https://nerima-hitorioya.jp/>

【問い合わせ】生活福祉課ひとり親家庭支援係 電話03-5984-1319